

# 財政の健全化判断比率と資金不足比率について

政策調整課 内線 313

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全性を表す指標（4つの健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務づけられています。扶桑町の令和元年度決算における財政の健全化判断比率等は次のとおりです。

単位：%

	健全化判断比率				⑤公営企業における資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
扶桑町の状況	ない (黒字)	ない (黒字)	1.2	ない [将来負担額よりも、それに充てることができる財源の方が多い]	ない [資金不足額がない]
⑥早期健全化基準	14.14	19.14	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)

- ① 一般会計等（扶桑町では、一般会計と土地取得特別会計）の赤字額の標準財政規模に対する割合
- ② 全会計（扶桑町では、一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・扶桑町下水道事業会計）の連結赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③ 一般会計等が負担する、元利償還金等（地方公共団体が借りた借金の返済金等）の標準財政規模を基本とした割合（3年平均）
- ④ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした割合
- ⑤ 公営企業会計（扶桑町では、扶桑町下水道事業会計）の赤字に相当する額の事業規模に対する割合
- ⑥ 財政の健全化の目安となる基準。基準を超えた場合は、自治体が自主的に財政健全化計画を定め、財政再建に努めなければなりません。（①と②は各自治体の標準財政規模により異なる。）

※令和元年度扶桑町の標準財政規模：67億4,042万円

## 町政への意見・問い合わせ等の受付について

政策調整課 内線 317

扶桑町では、町民の皆さんより幅広くご意見をお聴きしています。今回は令和元年度に受け付けました件数及び内容の一部をお知らせします。

### ◆意見・問い合わせ等の受付件数について (匿名のものを含む)

受付方法	件数
手紙（役場設置の投書箱に投かんのもを含む。）	60
電子メール（問い合わせ用アドレスに着いたもの。）	335
合計	395

### ◆内訳について

内訳	件数
回答した意見（意見の一部でも回答したものを含む。）	322
匿名等の理由により回答不能となった意見	73
合計	395

### ◆主な意見・問い合わせ

- ・各種申請手続き（戸籍謄本、転出届、住所変更、証明書等）について
- ・助成金・補助金・手当て・給付金について
- ・ごみ（収集、分別の仕方）について
- ・施設（図書館、福祉センター、学習等、保育園）について
- ・コミュニティバスについて
- ・猫、犬（ふん、尿）について
- ・空き地（雑草）について

皆さんからいただきました意見や質問をもとに、今後もよりよい町政を目指してまいります。

# スマートフォンアプリで町税が納付できます

税務課 内線 262・263

## ◆スマートフォンアプリ納付

令和2年9月1日から、スマートフォンのアプリを利用した町税の納付が可能となりました。役場や金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口に向いていただくことなく、スマートフォンなどで納付書のバーコードを読み込み納付することができます。

事前にスマートフォン等に対応アプリをインストールして、利用登録・利用可能金融機関の口座設定等を行ってください。

アプリに登録した預貯金口座又は電子マネーからの納付になります。

## ◆納付できる町税

町民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

## ◆ご利用いただけるスマートフォンアプリ

PayB、PayPay、LINEPay

注意：一部のアプリで、初期登録の際にクレジットカード登録が行える仕様となっておりますが、町税の納付をする場合は、クレジットカードでの支払いには対応しておりませんのでご注意ください。

## ◆用意するもの

- ・納付書（コンビニエンスストア収納用のバーコードが印字されたもので、納期限、指定納期限、取扱期限を過ぎていないもの。）
- ・スマートフォン（インターネット通信が可能で、バーコードの読み込みが可能なもの。）

## ◆ご利用いただけない場合

- ・口座振替をご利用中の場合（スマートフォンアプリでの納付をご希望される場合は、口座振替の停止手続きが必要となります。）
- ・納期限、指定納期限、取扱期限を過ぎた場合
- ・納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードが無い、又は読み込みができない場合
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合
- ・金額訂正した場合
- ・納付金額以上の残高がない場合

## ◆注意事項

- ・領収書は発行されません。
- ・スマートフォンのインターネット接続料やデータ通信料は利用者のご負担となります。
- ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。
- ・納付後にアプリから取消することはできません。
- ・納税証明書が発行できるのは、納付手続きを完了した日から概ね2開庁日以降となります。（金曜日に納付された場合は、最短で火曜日になります。）
- ・軽自動車税（種別割）の継続検査用納税証明書が必要な場合は、役場、金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。

▼問い合わせ 税務課 ☎(93)1111 (内線 262・263)